

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は建設系廃棄物の処理施設についてでしたね。では、さっそく確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、法第15条の産業廃棄物処理施設に該当するものはどれか。

- (1) ビルの解体工事時に発生するコンクリートの破碎施設であって、1日あたりの処理能力が100tを超えるもの。
- (2) ビルの解体工事時に分別されて搬出された鉄骨の切断施設であって、1日あたりの処理能力が100tを超えるもの。
- (3) 家の解体工事時に分別されて搬出された木くずの破碎施設であって、1日あたり6時間稼働で3t処理できるもの。
- (4) 家の解体工事時に分別されて搬出されたガラスの破碎施設であって、1日あたりの処理能力が100tを超えるもの。
- (5) 製鋼工場から発生する還元スラグの破碎施設であって、1日あたりの処理能力が1,000tを超えるもの。

### 【解説】

(1)は、がれき類で法第15条の産業廃棄物処理施設に該当する。(2)は金属くず、(4)はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、(5)は鉱さいであるため廃棄物の種類が対象外である。(3)は規模未満の木くずの破碎。

正解 (1)

(3) について補則解説。処理施設の「能力」については次の通知があるんです。

法第15条の施設の処理能力については、「施設が標準時間に処理できる廃棄物の量をもって表すもので、いわゆる施設の公称能力である。したがって、例えば1日の標準運転時間が8時間のものは、1時間あたりの処理能力の8時間分をもって表す」(昭和46年10月25日環整第45号厚生省通知)。さらに「実稼働時間が1日あたり8時間に達しない場合には、稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とする」(昭和52年11月5日環産第59号厚生省通知の間19)とあります。となると(3)は6時間で3トン。これを8時間に換算すると、 $3 \div 6 \times 8 = 4$ トン。木くずの破碎施設は5トン以上が要許可なので4トンは許可不要、ということです。

さて、こここのところ実務的な問題が続きましたので、ちょっと箸休め。ほとんどの方は知らなくてもほとんど支障のない問題を出してみましよう。

## ～廃棄物処理問題～

Q、次のうち、し尿処理施設に係る汚泥の再生として認められていないものはどれか。

- (1) 発酵処理し堆肥とする方法。
- (2) 化学処理し堆肥とする方法。
- (3) 乾燥処理し堆肥とする方法。
- (4) 発酵処理し燃料とする方法。
- (5) 脱水処理し堆肥とする方法。

### 【解説】

「し尿処理施設に係る汚泥の再生」については、政令第3条第2号ホを受け、平成4年7月3日（直近改正平成22年3月31日）付けの厚生省告示第193号として規定されている。

平成22年の改正までは、堆肥とする方法のみが認められ、燃料とする方法は認められていなかったが、近年の技術の進展に伴い、燃料として利用する方法が加えられた。

現在のところ（5）は認められていない。

なお、浄化槽汚泥についても同様に規定されているが、下水道や産業廃棄物である汚泥の再生の方法については、このような規定は設けていない。

正解（5）

直接クリーンセンターの職員さんか委託を受けている業者さんしか、現状としては関係ない規定かも知れません。しかし、近年急速に「バイオマスの活用」が叫ばれるようになりました。一方、廃棄物の中にはややもすると不衛生な状態になってしまうものも数多くあります。特に、し尿、糞尿は「伝染病」「感染症」の原因となる物質であることから、古くから規制の対象にされてきました。この考え方は今後も変わらないと思います。だから、そういったマイナスの面を押さえ、プラスの点を引き出していくことは益々重要になってくると思います。産業廃棄物でも問題と同じような「動物のふん尿」や動植物性残渣、有機性汚泥等バイオマス資源は数多くありますから、その活用時にはこういった「規制」「制限」についても注意する必要がありますね。さて、一般廃棄物の話題になりましたので宿題も一般廃棄物から。



### 宿題Q

一般廃棄物の処理委託に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 一般廃棄物の処理には許可制度はないので無許可の者に委託してもよい。
- (2) 一般廃棄物の処理を委託する場合には一般廃棄物処理業の許可業者に委託しなければならない。
- (3) 事業系の一般廃棄物については、産業廃棄物処理業の許可業者に委託してよい。
- (4) 他者の一般廃棄物を無許可で処理した場合は罰則の規定があるが、事業系の一般廃棄物を無許可の者に委託しても罰則は規定されていない。
- (5) 一般廃棄物処分業の許可業者には、その業者に処分を委託するのであれば収集運搬業の許可がなくても収集運搬も委託できる。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。